

## 第 206 回：役員退職金が認められる金額（功績倍率）について

役員退職金（役員退職慰労金）は、役員が退任する際に在任中の功労に対する慰労の意を込めて支給されるものですが、オーナー会社の内部留保金を個人に移すあたり、役員退職金を活用することがあります。会社が支給する役員退職金の支給額の算定方法や、支給額について法律上の規定はありませんが、いくらでも自由に支給できるというわけではありません。

税務調査時に「不相当に高額」とされ、全額損金算入が認めてもらえない場合が多々あります。それでは適正な退職金額はどのように算定するのでしょうか。

答えの鍵は、「功績倍率法」というものです。

### ◇功績倍率法

功績倍率法とは、役員の退職の直前に支給した給与の額を基礎として、役員の法人の業務に従事した期間及び役員の職責に応じた倍率を乗ずる方法により支給する金額を算定する方法をいいます。

- ・平均功績倍率法…一般的な計算方法

役員退職金の適正額を類似法人の功績倍率の平均値を用いて計算する方法

- ・最高功績倍率法…役員退職金の適正額を類似法人の功績倍率の最高値を用いて計算する方法

$$\text{役員退職金の適正額} = \text{a) 最終報酬月額} \times \text{b) 勤続年数} \times \text{c) 功績倍率}$$

a) 最終報酬月額：役員の退任時の報酬月額

b) 役員勤続年数：役員としての勤続年数

c) 功績倍率：役員の会社に対する貢献度等を反映した倍率で、下記の計算式で求めることができます。

功績倍率は、各役職により 2～3 倍程度が一般的な水準とされています。

$$\text{功績倍率} = \text{退職給与額} \div (\text{退職時の報酬月額} \times \text{役員勤続年数})$$

功績倍率の一例

役 職	功績倍率
社長・会長	3.0
専 務	2.5
常 務	2.3
取締役・監査役	2.0

例) 退任した役員の最終報酬月額が 100 万円、役員勤続年数が 25 年、功績倍率が 3.0 のときの役員退職金の適正額

$$100 \text{ 万円} \times 25 \text{ 年} \times 3.0 \text{ 倍} = 7,500 \text{ 万円}$$

次回は退職金の課税の計算方法についてお伝えいたします。詳しい内容については当事務所までお気軽にご相談ください。